

広神ダム操作規則

第1章 総 則

(通 則)

第1条 広神ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 広神ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び発電をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪 水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒 59 立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(水 位)

第4条 貯水池の水位（以下「水位」という。）は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高 213.5 メートルとする。

(サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高 237.5 メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高 213.5 メートルから標高 237.5 メートルまでの容量 8,800,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第8条 流水の正常な機能の維持は、標高 200.5 メートルから標高 213.5 メートルまでの容量 1,900,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(発電のための利用)

第9条 発電は、標高 200.5 メートルから標高 213.5 メートルまでの容量 1,900,000 立方メートルを利用して行うものとする。ただし、発電は第7条から第8条までの規定による利用に支障を与えないよう行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第10条 魚沼地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 新潟地方気象台から魚沼市において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
- 二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

2 局長は、第1条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第11条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに次の各号に定める措置を執らなければならない。

- 一 細則で定める関係機関との連絡及び気象並びに水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置をとること。

(洪水調節)

第12条 洪水調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第13条 前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水に達しない流水の調節)

第14条 局長は、気象、水象、その他の状況により必要と認める場合においては、細則で定めるところにより洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 局長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第16条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合に放流を行うことができる。

- 一 第22条第1項の規定により、ゲートの点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 二 前号で掲げる場合のほか、細則で定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒 59 立方メートルとする。

(放流の原則)

第 17 条 局長は、放流管から放流を行う場合には、細則で定めるところにより放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第 18 条 局長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、別表第 1 に掲げる地点においてそれぞれ同表に掲げる水量を確保できるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。

(放流量等の決定)

第 19 条 局長は、ダムから放流を行おうとする場合においては、発電所の使用水量を確認して放流の時期及びダムからの放流量を決定しなければならない。

2 局長は、前項の決定をしようとする場合においては、ダムからの放流が第 16 条第 1 項の各号、第 18 条の規定による放流であるときは、あらかじめ新潟県企業局下越発電管理所に連絡するものとする。

(放流に関する通知等)

第 20 条 局長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲートの操作)

第 21 条 放流管から放流を行う場合のゲートの操作については細則で定める。

第 6 章 点検、整備等

(計測、点検及び整備等)

第 22 条 局長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 局長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより基準を定めなければならない。

(観測)

第 23 条 局長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

(記録)

第 24 条 局長は、ゲートを操作し、第 22 条第 1 項の規定による計測、点検及び整備を行い並びに前条第 1 項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかななければならない。

第7章 雑 則

(細 則)

第 25 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、別途定める。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1 (第 18 条関係)

(単位：毎秒立方メートル)

期 間	ダム地点	和田川頭首工
1/1～4/30	0.51	0.440
5/1～5/10	0.59	0.958
5/11～9/15	0.52	0.884
9/16～12/31	0.51	0.440